

3

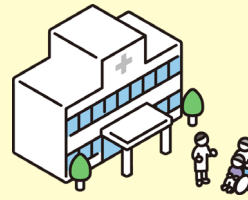
書かない窓口で時短申請



役場の書かない窓口でマイナンバーカードを提示すると、各種申請書の記載が不要となり、申請時間の短縮が期待できます。(令和7年6月頃導入予定)

4

健康保険証として使用できる



マイナンバーカードが保険証として使われる「マイナ保険証」が導入されました。初めて受診の病院でも、過去の情報を確認でき、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払い免除できるなど、より良い医療が受けられます。



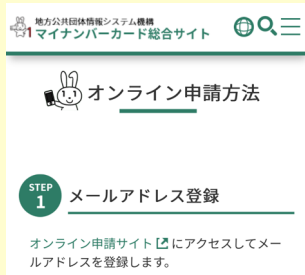
★カードの申請はとっても簡単！

マイナンバーカードの申請ってめんどくさいんじゃない？
いいえ、そんなことはありません！オンライン申請（パソコン・スマートフォン）や郵便、証明写真機の3つの方法から選び申請することができます。本コーナーでは、役場おすすめのオンライン申請（スマートフォン）のやり方をご紹介します！



①メールアドレス登録

オンライン申請サイトにアクセスしてメールアドレスを登録します。



下のQRコードからアクセス！



⑤お手元へ！！

できあがったカードは、約1か月程度で完成し、役場で受け取ることができます。

※出生届を提出した赤ちゃんや紛失した方は、役場で「特急発券」の手続きができ、約1週間で自宅にカードが届きます。(再発行は手数料200円)



②スマートフォンで顔写真を撮影

ご自身で写真を撮っていただき、登録します。写真は、顔がはっきりわかるよう正面、無帽、無背景で撮影しましょう。



③申請情報の登録

生年月日やその他必要情報を入力し、登録します。

④申請完了

必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレスに申請が完了した内容のメールが届きます。これで、申請が完了となります。

★窓口に来るのが困難な方は職員がご自宅に伺い、申請を受付させていただきます。希望される方は住民福祉課へご連絡ください。窓口にて申請のためのサポートも実施しています。
問合せ 住民福祉課 ☎82-1226